



鳥取県公報

平成14年 7月12日(金)
第 7 3 9 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (3 件) (381 ~ 383) (耕地課)	1
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	4
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (3 件) (管理課)	5
	公募型プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定 (")	12

告 示

鳥取県告示第381号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年 7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	飴 野 久 嘉	鳥取市湖山町北一丁目242
"	玉 田 定 寿	鳥取市上味野252 - 1
"	川 戸 稔	八頭郡河原町大字袋河原271
"	野 田 芳 勝	八頭郡河原町大字布袋326
"	坂 本 勲	鳥取市円通寺900
"	宮 脇 準 一	鳥取市長谷518
"	安 田 幸 男	鳥取市横枕348
"	半 田 正 弘	鳥取市朝月53
"	上 田 肇	鳥取市下味野21 - 1
"	山 田 義 美	鳥取市菖蒲278
"	小 林 俊 美	鳥取市古海100
"	細 田 康 隆	鳥取市安長321
"	河 西 正 治	鳥取市南隈32
"	古 田 幸 雄	鳥取市西品治558
"	中 瀬 正 道	鳥取市湖山町南一丁目169
"	影 井 治 実	鳥取市岩吉225
"	村 上 一 雄	鳥取市賀露町830
監 事	中 島 建	鳥取市南隈65

” 西 村 昇 鳥取市倭文289
” 荻 本 茂 八頭郡河原町大字長瀬206
” 浜 谷 正 義 鳥取市賀露町南四丁目3 - 18
平成13年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 河 西 正 治 鳥取市南隈32
” 玉 田 定 寿 鳥取市上味野252 - 1
” 川 戸 稔 八頭郡河原町大字袋河原271
” 坂 本 勲 鳥取市円通寺900
” 西 村 昇 鳥取市倭文241 - 5
” 坂 本 稔 鳥取市下味野338
” 上 田 肇 鳥取市下味野21 - 1
” 中 山 茂 鳥取市服部287
” 小 林 俊 美 鳥取市古海100
” 山 本 進 鳥取市田島555
” 中 瀬 正 道 鳥取市湖山町南一丁目169
” 森 進 鳥取市足山198
” 小 玉 正 猛 鳥取市賀露町南六丁目1 - 12
監 事 田 中 義 一 鳥取市下味野191 - 17
” 前 島 智 規 鳥取市菖蒲289
” 山 根 美 佐 雄 鳥取市湖山町北一丁目362
” 今 崎 彦 道 鳥取市布勢463
平成13年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山開拓中山町地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 藤 本 政 吉 西伯郡中山町殿河内776 - 11
” 濱 田 竹 一 西伯郡中山町殿河内776 - 25
” 橋 井 剛 彦 西伯郡中山町殿河内765 - 10
” 圓 田 章 三 西伯郡中山町殿河内754 - 6
” 安 藤 幹 雄 西伯郡中山町松河原1435 - 18
監 事 矢 田 満 弘 西伯郡中山町殿河内776 - 30
” 長 田 直 大 西伯郡中山町下市844
平成14年5月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 佐 藤 哲 人 西伯郡中山町下市863 - 2

” 加 藤 高 則 西伯郡中山町松河原1448 - 19
” 石 橋 貴 之 西伯郡中山町松河原1448 - 58
” 太田垣 辰 男 西伯郡中山町下市844 - 88
” 藤 田 光 司 西伯郡中山町殿河内754 - 63
監 事 大 谷 正 巳 西伯郡中山町下市848 - 2
” 日 置 博 也 西伯郡中山町松河原1432 - 31
平成14年5月6日就任 任期2年

鳥取県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江町土地改良区から役員が
退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 淳 西伯郡淀江町大字富繁13
” 湊 秀 雄 西伯郡淀江町大字西原489
” 後 藤 巖 西伯郡淀江町大字淀江731
” 富 田 享 西伯郡淀江町大字西原692
” 吉 岡 要二郎 西伯郡淀江町大字西原610
” 手 島 欣 一 西伯郡淀江町大字西原1051 - 1
” 長谷川 晴 久 西伯郡淀江町大字稲吉148 - 1
” 遠 藤 真 生 西伯郡岸本町小町55
” 野 津 博 西伯郡淀江町大字稲吉89
” 松 原 義 春 西伯郡淀江町大字福頼280
” 松 原 薫 西伯郡淀江町大字平岡44
” 山 根 友 義 西伯郡淀江町大字富繁216
” 高 濱 邦 夫 西伯郡淀江町大字小波859
” 渡 辺 豊 米子市泉468
” 青 木 茂 人 米子市尾高1719
監 事 齊 藤 優 西伯郡淀江町大字西原717
” 植 田 一 良 西伯郡淀江町大字福井212
平成14年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 友 義 西伯郡淀江町大字富繁216
” 後 藤 巖 西伯郡淀江町大字淀江731
” 松 原 薫 西伯郡淀江町大字平岡44
” 長谷川 孝 雄 米子市泉159
” 長谷川 晴 久 西伯郡淀江町大字稲吉148
” 大 森 計 登 西伯郡淀江町大字小波828 - 11
” 高 西 史 郎 西伯郡淀江町大字小波96 - 1
” 田 中 忠 西伯郡淀江町大字福瀬292

" 後 藤 正 明 米子市尾高1713
 " 手 島 欣 一 西伯郡淀江町大字西原1051 - 1
 " 綾 木 昇 西伯郡淀江町大字稲吉58
 " 野 津 文 夫 西伯郡淀江町大字稲吉112
 " 小 浜 正 光 西伯郡淀江町大字小波856
 " 中 坂 宗 司 西伯郡淀江町大字福井226
 " 遠 藤 光 明 西伯郡岸本町小町155
 監 事 赤 木 勇 夫 西伯郡淀江町大字平岡28
 " 長 谷 川 周 一 西伯郡淀江町大字稲吉317
 平成14年4月1日就任 任期4年

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成14年7月12日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成14年8月1日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署 3階講堂	八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内に居住 する者
		平成14年8月29日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟 2階執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び 浜村の各警察署の管内に居住 する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 ふるさと農道緊急整備事業第2南大山地区(2号橋)橋面工工事

(2) 工事場所 日野郡江府町大字貝田

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工により、江府町大字宮市から同町大字貝田までを結ぶ農道の橋りょう工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

橋 長 L = 175.0m (3 径間連続^{ばんげた}鉄桁橋)

幅 員 W = 7.0m (車道幅員5.5m)

橋面工 プレキャストPC床版 1,152㎡

ポステン現場打ちPC床版 105㎡

壁高欄 365m

舗装 (t = 6 cm) 1,130㎡

(5) 工 期 平成14年8月から平成15年2月28日まで

(6) 予定価格 131,071,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下

「入札参加資格告示」という。)又は平成13年鳥取県告示第291号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

ウ 平成14年7月12日(金)から同月25日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成14年4月1日(月)からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

エ 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているPC橋(道路橋に限る。)上部工の桁製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

オ 本件工事の現地での架設期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

カ 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の現地での架設期間中、オに掲げる監理技術者に加え、オの(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 入札参加資格のうち、一般土木工事業のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事業における総合点数が1,060点以上であること。

イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 本件工事の現地での架設期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

エ 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の現地での架設期間中、ウに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、ウの(ア)又は(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年7月12日(金)から同月25日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年7月12日(金)から同月25日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業第3岸溝地区(嶺峰橋)上部工工事
- (2) 工事場所 日野郡溝口町金屋谷
- (3) 工事内容

本件工事は、岸本町大原から溝口町福永までを結ぶ農道の橋りょう上部工の製作及び架設を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

上部工形式 1径間非合成^{ぼんけた}鋼桁(直線)

橋 長 L = 59.0m

幅 員 W = 7.0m (車道幅員5.5m)

- (5) 工 期 平成14年8月から平成15年3月20日まで
- (6) 予定価格 108,528,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鋼構造物工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)又は平成13年鳥取県告示第291号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。
- (4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における鋼橋上部工事の総合評点が1,000点以上であること。
- (5) 平成14年7月12日(金)から同月23日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成14年4月1日(月)からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (7) 平成5年度以降に工事が完了し、引渡しの完了している鋼^{けた}桁橋(道路橋に限る。)上部工の^{けた}桁製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (8) 本件工事の現地での架設期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
 - イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
 - ウ 鋼構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の現地での架設期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイ及びウに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

- (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年7月12日（金）から同月23日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年7月12日（金）から同月23日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道183号(生山道路)道路改良工事(5号橋上部工)

(2) 工事場所 日野郡日南町生山

(3) 工事内容

本件工事は、一般国道183号(生山道路)の橋りょう上部工の製作及び架設を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

設計荷重 B活荷重

上部工形式 2径間連続非合成箱桁橋^{けた}

橋 長 L = 150.0m

幅 員 W = 7.0m (10.0) m

平面線形 直線及び単曲線(R = 2,200m)

架設工法 クレーン架設工法

(5) 工 期 平成14年10月から平成16年3月20日まで

(6) 予定価格 527,524,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鋼構造物工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)又は平成13年鳥取県告示第291号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における鋼橋上部工事の総合評点が1,100点以上であること。

(5) 平成14年7月12日(金)から同月23日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成14年4月1日(月)からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(7) 平成5年度以降に工事が完了し、引渡しの完了している連続鋼桁橋^{けた}(道路橋に限り、直線、曲線橋を問わない。)上部工^{けた}の製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(8) 本件工事の現地での架設期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

ウ 鋼構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の現地での架設期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイ及びウに掲げる基準を

満たす監理技術者を専任で配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年7月12日(金)から同月23日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年7月12日(金)から同月23日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成14年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 鳥取県新工事進行管理システムプログラム開発業務

(2) 実施場所 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部管理課ほか関係機関

(3) 業務内容

本業務は、鳥取県の公共事業の執行に係る工事管理及び業者管理の2業務について、情報技術を利用した情報の蓄積と一元的な管理を行うためのシステムを開発整備するものである。

なお、選定された者は、基本設計及び詳細設計から開発実施、システムテスト、運用テスト、試行運用及び本番稼働までの一連の業務を行うものとする。

(4) 履行期間 契約日から平成17年3月31日まで

(5) 予 算 額 221,129千円を上限とする。

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年7月12日（金）からおって通知する本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 平成14年7月12日（金）からおって通知する本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 情報処理サービス企業等台帳に関する規則（昭和47年通商産業省告示第595号）第9条第1項の規定による登録を受けていること。

(5) 公共事業の執行に係る工事管理及び業者管理（以下「工事進行管理」という。）に関するシステム又はこれに類するシステムの設計及び開発（以下「同種業務」という。）の実績を有すること。

3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者（以下「企画提案予定者」という。）は、鳥取県県土整備部指名審査委員会運営要綱により設置された指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）で、参加表明書を提出した者の中から、下記の事項を審査して選定する。

(1) 本件業務に係る組織体制

(2) 配置予定の技術者の資格、経歴、従事している業務、実績等

(3) 同種業務（これに関連した保守業務を含む。）の実績

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、行政関係者等で構成する新工事進行管理システムプログラム開発業務企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、下記の評価事項について行う。

(1) 開発するシステムの基本構想

(2) 工事進行管理に関する業務を支援するシステムとしての機能に関する事項

(3) システムの運用に当たっての職員による日常的な管理に関する業務の支援に関する事項

(4) システムの構築に関する事項

(5) ハードウェア及びソフトウェア並びにネットワークに関する事項

(6) 開発に関する体制に関する事項

- (7) 開発の日程等に関する事項
- (8) 開発業者によるシステムの運用後の保守管理に関する事項
- (9) システム開発経費及び運用後の保守経費に関する事項

5 企画提案書の特定

最も優れた企画提案書の特定は、審査委員会で、下記の事項を総合的に勘案して行う。

- (1) 評価委員会による企画提案書の評価
- (2) 業務実績及び業務推進体制
- (3) 配置予定技術者
- (4) 実施計画

6 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部管理課企画調整室（鳥取県庁本庁舎5階）

電話0857 - 26 - 7499

- (2) 説明書等の交付

ア 交付期間

平成14年7月12日（金）から同月26日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、新工事進行管理システムプログラム開発業務に係る参加表明書・企画提案書作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）に基づき、参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

- (4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

企画提案予定者に選定された者は、企画提案書等作成要領及び新工事進行管理システムプログラム開発業務に係る提案仕様書（以下「提案仕様書」という。）に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

企画提案予定者に選定された者に、別途通知する。

- (5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき、質問書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

提出された企画提案書の中で最も優れていると審査委員会が特定したものを提出した者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、審査委員会による審査の結果、その提出した企画提案書が優れていると認められた順に、その提出者と順次契約の交渉を行う。

8 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

6の(1)に同じ。

(3) 詳細は、企画提案書等作成要領及び提案仕様書による。

9 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Integration system for the development of public works management

(2) Deadline for submission of letter of interest : 4 : 00 P.M. July 26th, 2002

(3) Deadline for submission of proposal : You will be informed separately on a later date.

(4) For further inquiries please contact :

Administration Division

Prefectural Land Development Department

Tottori Prefectural Government

680 - 8570 Japan

Phone : 0857 - 26 - 7499